

(重点施策4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくり

各種グループ、関係団体・機関、連盟、PTA活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ・伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

1 地域ぐるみでの子どもの育成

関係機関との連携を図りながら、地域が学校を支援するための体制づくりを進めます。

- 地域が学校を支援する体制づくり推進のために
 - ・ 学校支援事業の実施
 - ・ 子ども会育成会連絡協議会の活性化
 - ・ 「子ども会大会」「与論カルタ大会」の充実
- 地域人材活用推進コーディネーターの育成のために
 - ・ コーディネーター候補者の発掘
 - ・ 生涯学習リーダー養成研修会への参加
- 青少年リーダー育成のために
 - ・ ジュニア・リーダー研修会への参加
 - ・ 「ヨロンバナウル少年の船」事業の充実
 - ・ 子ども会育成連絡協議会との連携の充実
 - ・ 校外生活指導連絡会との連携の充実
 - ・ PTA連絡協議会との連携の充実
 - ・ 県・地区の研修会への参加

2 家庭及び地域の教育力向上

家庭や地域の教育機能を高め、基本的な生活習慣についてのしつけが徹底されるよう啓発活動に努める。

- 家庭や地域の教育機能を高めるために
 - ・ 「青少年育成の日（第3土曜日）」
 - ・ 「家庭の日（第3日曜日）」
 - ・ 「育児の日（毎月19日）」の啓発
 - ・ 町民一斉清掃の日の設定と啓発
 - ・ 子ども会花壇づくり研修会、花壇コンクールの実施
 - ・ 「早ね、早おき、朝ごはん」の啓発
 - ・ 「人の子も、わが子も、みんな地域の子」啓発
 - ・ 「土日の有効活用の基本方針」の啓発
 - ・ スマートフォン等を使用したゲームのし過ぎ防止の啓発

3 家庭教育支援の充実

家庭教育についての学習機会や支援の充実に努めます。

- 家庭教育についての学習機会の充実のために
 - ・ 家庭教育学級の開設
 - ・ 子育て支援講座の実施
 - ・ 家庭教育相談員の育成・研修会の実施
 - ・ 子育てに関する相談事業の実施
 - ・ PTA活動との連携
 - ・ 与論町PTA活動研究大会や与論町保健研究大会の充実

4 「特色ある教育」の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会で、課題に適切に対応して生きるために、「誠の教育」を核にし、風格のある教育の実現を目指します。そのために、学校教育、家庭教育、社会教育を融合させ、町民すべてが協力し、あらゆる場と機会を捉えて、次のような特色ある教育の推進を図ります。

ア 「誠の教育」の推進

与論島には、昔から「誠」を重んじる教育風土があります。与論小学校の校訓は「至誠」、茶花小学校の校訓は「誠」「負けじ」「学び」、那間小の校訓は「向学」「誠実」「開拓」、与論中学校の校訓は「誠」です。

誠の意味には「真実」という意味も含まれます。また、その作りから言ったことを成すという有言実行の精神や成すべき事を言う積極性も含まれます。そのような意味から誠の教育は、島だちをする子どもたちに生きて働く知識や知恵、豊かな心とたくましい体を育む本物の教育ととらえます。与論町教育委員会は、誠の教育具現化のために、教職員、保護者、地域住民が一体なって幼児教育、青少年育成が充実するように努めます。

イ 「島だちの教育」の推進

ほとんどの子どもたちが進学等のために島を離れます。島の諺「思(ム)イドゥ運命(ヌサリ)、請(フィ)ドゥ幸運(ウブン)」をベースに、それぞれの幼児及び児童生徒の発達段階に応じた夢を育て、国内外に羽ばたく人材を育成するために「島だちの教育」を推進します。

島を離れる(発つ)時まで、生きるための基礎的・基本的な知識や知恵、技能、生活習慣の習得をすることが重要であるという認識に立って保育・教育を行います。

さらに、将来与論島に帰ってきて島を興す(島を建てる)人間育成を行うことや、将来他の地でしっかり自立できること(他の島に立つ)やリーダーとして活躍できることも目指すという3本の柱(発つ、建てる、立つ)を意識して一人一人への指導を行うという意味で島だちの教育ととらえ推進します。

(1) 島だちのための学びの充実

- ① こども園での3～5歳児の古典等の暗唱活動の推進
本好きで、絵本が読める等、年齢や発達段階に応じた読書指導(教科書をしっかり読むことも含む)の充実を図ります。
- ② ユンヌフトゥバ学習の機会の拡充
与論の方言に愛着をもち、使える技能を高めるとともに、外国語や地域の言葉に対する意識の高揚や文化に対する興味・関心を高めます。
 - ・ 与論ことわざカレンダーの活用
 - ・ 道徳資料「与論のことわざ」の活用
 - ・ 挨拶時や町内放送によるユンヌフトゥバの使用
 - ・ 方言劇等の鑑賞、学習発表会におけるユンヌフトゥバの活用(こども園、学校)
 - ・ ユンヌフトゥバを伝承する活動団体の支援
- ③ 郷土教育資料(町誌やユンヌの歩み等)活用の推進

- ④ グローバル化への基礎的な対応の推進
 - ・ 各種検定への受検を推進し、自主性と学ぶ意欲の向上や学び方の向上を図ります。
 - ・ 漢字検定と英語検定への小学生の参加やユンヌ検定受検への参加を促進します。
 - ・ 情報教育の充実
- (2) 郷土を愛し郷土を創造的に発展させようとする心を育てる実践活動の促進
 - ① 美化緑化活動の推進
 - ・ 「植栽の日」の啓発：みどりの日と敬老の日の前後を「植栽の日」とし、植栽意識高揚を図るための啓発活動を行います。植樹祭への参加促進を図ります。
 - ・ 島の防災・暴風や景観を考慮し、与論SCの教育植樹事業、自治公民館活動等の連携を図り、島にふさわしい植樹活動を推進します。
 - ・ 花壇コンクールの継続と成果の啓発～子ども会、地域女性団体、老人クラブ等の花壇づくりの推進を図ります。
 - ・ 「一日一個ゴミ拾い」運動の推進をします。
 - ② 「あいさつ日本一」運動
 - ・ 時・場・相手に応じ（英語等の外国語を使ったり、方言を交えたりして）、心のこもったあいさつをする。
 - ③ 子ども議会の充実（令和元年より隔年開催）
 - ④ 「誠の島宣言」の実践 ※子ども会大会で朗唱をし、意識化を図ります。

- ⑤ 真心のこもったあいさつを交わし、「トートゥガナシ」の心を示します。
- ⑥ 根気・元気・やる気を出して心身を鍛えます。
ウセー ウセー ナ ナ ナ ダー マイ アブシマケ
 「馬鹿ラバ馬鹿リ 熟シユラバ 熟シ 熟シ 田ヌ 米ヤ 畦枕」の精神を大事にします。
- ⑦ 共に汗して仕事や学習に励み、家持ち・島持ち・国持ち・世持ちに努めます。
ム ヌサリ フィ ウブン
- ⑧ 望みを高くもち、「思イドウ運命、請ドウ幸運」を大切に努力します。
- ⑨ 自然を愛し、花と緑の美しい町づくりに励みます。
- ⑩ 守るべききまりなどを守り、自己反省に努め心を豊かにします。

- ⑤ 島の歴史や文化を学び・発表する機会の拡充
 - ・ 海洋教育の充実
 - ・ 文化財防火デーへの参加促進
 - ・ 各種発表会や敬老会等での方言を取り入れた劇の推進
 - ・ 十五夜踊りへの小中学生の参加促進
 - ・ 与論（ユンヌ）カルタ大会の継続と充実
- ⑥ 島のことについて簡単な英語で紹介できる（観光案内）中学生の育成
- ⑦ 中学校卒業までに与論町民憲章や与論町民歌の歌詞を覚えたり、与論音頭を踊れるように努める幼児・児童・生徒の育成
- ⑧ 時を大事にする意識の高揚
 今日を充実させるために「今日ですよ 今日ですよ」（ヒュー ドーヤー ニヤドーヤー）という考えを大切にする。
- (3) 心身の鍛錬や技能修得等に励み、たくましく生き抜く力の基礎の育成
 - ① 「弁当の日」の設定による食育の推進
 小学校5年生から中学校3年生までを対象に、年間2回以上「弁当の日」を設定し、自分で弁当を作ることができるように努めます。（令和3年度は8年目。毎年、成果と課題を踏まえて回数や内容等を工夫する。）～テーマ設定などを行い、地産地消、島だちの教育、食育の推進、料理のスキル修得、命の尊さ、感謝を実感する場などを意図的に設定・実践します。
 - ② 「特技修得」の推進
 義務教育修了段階までに2000（1500）Mが泳げるようにします。また、「民謡、エイサー、三味線、指笛、太鼓、手踊り」のうちいくつかの修得を目指します。

5 「土・日の有効活用」の基本方針

ア 基本的な考え方

与論町にある自然・風土・文化・歴史等の環境を活用し、町民総ぐるみ（学校、家庭、地域が連携・協力）で、「個性が輝き島が輝く誠の教育」の実現を目指し、児童・生徒一人一人に生きる力を育む教育を充実することです。

具体的には、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の確かな学力を身に付けさせることです。知識も知恵も、また主体的な行動に結びつく技能も習得させるようにすることです。

そのためには、学校教育と社会教育が相互補完し、個々に応じた学びの場や機会を提供し、一人一人が主体的・計画的にそれらを活用し、島だち（発つ、建てる、立つ）できるようになることが大切です。

学習活動も含め、心豊かでたくましく生きることのできる人づくりのための生活体験や社会体験の学びの場の再構築を行うために、「土日の有効活用基本方針」を次のようにします。

イ 土日の活動内容 ※土・日は原則家庭での活動日

※ 第3土曜日は青少年育成の日、第3日曜日は家庭の日であり、原則、午前中をその目標にあった活動を中心にを行いそのほかの趣旨の団体活動は自粛する。

※ 土曜授業は、平成27年度から原則月1回第二土曜日（8月と3月を除く）の午前中に学校で行われている授業のことです。（令和4年度は、4・8・2月を除く9回）

	第1	第2	第3	第4
土曜日	① 親の生業体験や職場体験活動に親しむ	<u>※土曜授業※</u> （午前中のみ）	* 青少年育成の日 ⑤ 子ども会活動 ふれあい活動	③ 図書館利用等
	⑦ 夢育成事業	③ 図書館利用、ユンヌフトゥバ・英会話、その他 ⑦ 夢育成事業（各学校単位の土曜日の午後の活動）	（子ども会活動） （ふれあい活動） ⑦ 夢育成事業	⑦ 夢育成事業
日曜日	② 花いっぱい活動	④ 自主活動（主体的な学習や研究、体験活動等）	* 家庭の日 ⑥ 町民一斉清掃への参加（各集落ごと）	④ 自主活動

青少年育成の日、家庭の日は鹿児島県の推進する事業です。同様に毎月19日は育児の日です。

ウ 活動内容について

① 親の生業体験や職場体験活動

- 親の生業（生活を支えている仕事）を見学したり、話を聞いたり、体験したりする活動。
この日以外の日も可。自立に向けた活動（清掃や洗濯、料理等も貴重な体験です。）

② 花いっぱい運動

- 各家庭の花壇や花鉢・プランター等の植え付け及び手入れをして、花を増やす。
- 子ども会や地域女性団体連絡協議会・老人クラブ・自治公民館等を単位として、現在の子どもの会の花壇に加えて、路傍その他の花壇の整備充実を図る。
- 防災（防風・防火、防砂、防潮など）や環境保全を考え・実践したり、将来の森（景観）を意識した土地本来の樹木（与論の土地にあった自然植生）等の植栽を行うようにする。

③ 図書室（館）利用や各種ボランティアによる学習機会の推進

- 地域のそれぞれの人材（学校職員を含む）が、「与論の後輩に伝えたいこと」と思う得意分野のボランティアによる学習機会を広げる。

④ 自主活動

- 各自の将来の目標と関連づけ、具体的な計画を立て実践・反省させ、次の計画に生かす。

（活動例）

1週間の学習の反省や復習。読書・習い事・絵や作文その他の作品作成。

与論の歴史や民話・伝説、方言・ことわざ、弁当づくり等の調査研究。

昆虫や植物・貝殻採集。スポーツ少年団活用や部活動その他のレクリエーション活動等。

⑤ 子ども会活動や家族ふれあい活動

- 「青少年育成の日」にちなんで子ども会の活動計画に基づき主体的な活動を行うようにする。
- 子ども会活動終了後は、家族でよく話し合い有効に活用する。

⑥ 町民一斉清掃への参加や家族ふれあい活動

- 自治公民館や各種団体等の単位で活動を充実させ、町民総ぐるみの清掃活動にする。

⑦ 夢育成事業（希望のある小学校、中学校単位で（月1回程度を予定）は、子どもの個性の伸長のため、実態を踏まえて、学校・家庭・地域連携で行う。

(重点施策5) 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に大切なものであり、スポーツ施設の整備と活用に努めます。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、一層の文化振興、伝統文化、文化財の保存・活用に努めます。

1 生涯学習の推進

各種団体や関係機関との連携を図りながら、活動活性化のための支援に力を注ぎ、社会教育・生涯学習の推進に努めます。

- 社会教育・生涯学習の推進のために
 - ・ 町立図書館の整備・運営の充実
 - ・ 中央公民館の整備・運営の充実
 - ・ 指定管理者との連携の充実
 - ・ 社会教育関係団体との連携の充実

2 生涯スポーツの推進

関係機関との連携を図りながら、町民が生涯にわたり年齢に応じたスポーツを楽しみ、健康増進や体力向上ができるよう、幼児から高齢者まで活動できる生涯スポーツの推進に努めます。

- スポーツ推進体制の充実のために
 - ・ スポーツ推進委員連絡協議会の充実
- スポーツに触れる機会を充実させるために
 - ・ 町民体育大会の実施と運営の充実
 - ・ 県民体育大会、大島地区大会への助成
 - ・ 各種スポーツ少年団交歓大会の開催
 - ・ 駅伝競走大会の充実
 - ・ スポーツ交流の促進
- 施設の整備及び管理体制の充実のために
 - ・ 「ゆいLAND」の活用促進
 - ・ 各スポーツ施設の整備・維持管理の充実
- 各種団体との連携のために
 - ・ 町体育協会加盟団体の育成，相互連携強化
 - ・ スポーツ少年団活動の支援
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ(ヨロンSC)の支援

3 スポーツアイランド構想の推進

地域の活性化を目的に観光の振興(スポーツツーリズム)、新しい産業の創出(特産品開発・販売促進)を関係機関と連携して推進します。

- スポーツを通じた町づくり(スポーツキャンプ、合宿地における地域づくり)のために
 - ・ スポーツ振興(青少年の健全育成)
 - ・ コーチ・トレーナーなど多様な人材の育成
 - ・ スポーツ交流促進

4 文化芸術活動の推進

町民の幅広い芸術・文化活動の推進と自主的な活動を支援し、芸術・文化に親しむ環境づくりに努めます。

- 伝統文化の継承のために
 - ・ 保存と継承者の育成
 - ・ 「ユネスフトウバの日」の啓発
 - ・ 「^{ユネス}与論カルタ大会」の充実
 - ・ 「与論のことわざ」カレンダーの活用
- 自主的活動の支援のために
 - ・ 町文化協会との連携
 - ・ 加盟団体の研修
- 芸術・文化に親しむ環境づくりのために
 - ・ 生涯学習フェア・文化祭の充実（11月）
 - ・ 自主文化事業、舞台芸術の招聘
 - ・ 文化交流促進

5 文化財の保存・活用

昔から連綿と受け継がれてきた貴重な文化財の保存・活用・継承に努めます。

- 文化財の保存・活用・継承のために
 - ・ 文化財保護審議会の活性化
 - ・ 文化財及び埋蔵文化財の発掘・調査
 - ・ 案内板、解説板の設置、周辺整備
 - ・ 文化財指定の促進、保護・管理の徹底
 - ・ 文化財保護意識の啓発
 - ・ 与論城跡の調査の充実、啓発活動の推進、国指定に向けた課題の明確化と取組促進